

府政防第764号
消防災第89号
国水環防第5号
国水砂第98号
老高発0625第1号
子子発0625第1号
社援保発0625第1号
障障発0625第1号
令和3年6月25日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿
各都道府県水防担当部（局）長 殿
各都道府県砂防担当部（局）長 殿
都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
（ 公 印 省 略 ）
消防庁国民保護・防災部防災課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について

令和2年7月豪雨災害において、高齢者福祉施設の利用者14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。このような高齢者福祉施設等の被害の再発防止のため、要配慮者利用

施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として、令和 3 年 5 月 10 日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）」において、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の一部を改正し、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告することができる制度を創設したところです。

また、これと同時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）についてもその一部を改正し、市町村長に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化することといたしました。

つきましては、本件に関する留意点等を下記のとおり通知しますので、適切に対応していただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれては、速やかに関係事項を市町村に周知の上、必要な支援を実施していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組みについて

（1）避難確保計画の令和 3 年度内作成について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和 3 年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としている。

この目標達成に向け、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組みを行うこと。

（2）水防法等の改正に伴う助言・勧告に資するチェックリストについて

令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、災害対策基本法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設については、施設管理者等が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設された。

別紙 1 の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」及び、別紙 2 の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を活用して、各避難確保計画の内容を確認し、当該計画の報告を行った施設管理者等に対して適切に助言・勧告を行うこと。

なお、施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、当該作成又は変更後の計画と併せて別紙 1 の提出を求めること、既に避難確保計画を作成し、市町村長に報

告している施設管理者等については、当該計画に基づく避難訓練の結果報告の際に、別紙 1 の提出を求めることなどにより、実効性のある避難確保計画が作成されるよう取り組むこと。

（３）水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和 3 年 5 月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。

については、施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね 1 ヶ月を目安に、別紙 3 の「訓練実施結果報告書（様式例）」を参考に、訓練結果を報告させること（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる）。

（４）災害対策基本法改正に伴う手引きの読替え等について

令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化された。

については、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省：令和 2 年 6 月改定）」等のガイドブックは、令和 2 年 7 月豪雨災害を踏まえて厚生労働省と国土交通省は共同で有識者検討会※¹を設置し、内閣府や消防庁の参加の下で、高齢者福祉施設の避難の実効性確保の方策を検討し、令和 3 年 3 月にとりまとめられた検討成果※²を踏まえて、内容の充実を検討しているところであり、改定されるまでは、「警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル 3 高齢者等避難」に読み替え、「警戒レベル 4 避難勧告、避難指示（緊急）」は、「警戒レベル 4 避難指示」に読み替え、「警戒レベル 5 災害発生情報」は、「警戒レベル 5 緊急安全確保」に読み替えることとするので、この旨、施設管理者等に周知すること。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別紙 4 の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、要配慮者利用施設等において避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するよう、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組を行うこと。

（５）避難の実効性を確保するための留意点について

このほか、令和 3 年 3 月の検討成果※²を踏まえ、別紙 5 のとおり「社会福祉施設※³における避難の実効性を確保するための留意点」を整理したので、施設管理者等に周知するとともに、同留意点を参考に避難体制等の充実に取り組むこと。

2. 施設入所から在宅サービスに移行する者等の取扱いについて

令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者については、新たに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

このことを踏まえて、個別避難計画の作成手順などを明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を改定※⁴している。

自ら避難することが困難な高齢者や障害者等について、要配慮者利用施設に入所している

際は、避難確保計画によって避難方法が定められているが、施設入所から在宅サービスに移行するなど生活拠点を変更した場合、避難確保計画の対象から外れることになる。このため、速やかに避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画の策定に努め、切れ目なく避難支援等を実施することが重要である。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の担当部局は、庁内において防災、土木、福祉や保健の担当部局の、庁外において、社会福祉施設や施設団体の協力を得て、以下の例を参考に高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築に努めること。また、当該情報を把握した避難行動要支援者名簿担当部局は、当該高齢者や障害者等が市町村の避難行動要支援者と判断される場合には、速やかに避難行動要支援者名簿を更新すること。そのうえで、この更新により名簿に記載等された避難行動要支援者について、各市町村の優先度の考え方を踏まえ、個別避難計画の作成に努めること。なお、個別避難計画作成等については、支援策等を別紙6に示しているので、これを活用して作成に取り組むこと。

<把握のための取組例>

- 市町村の福祉部局が、要介護者に係る居宅サービス計画作成依頼の届出などの居宅サービス計画に係る手続き、障害者に係るサービス等利用計画に係る審査や請求などの手続きを契機に、社会福祉施設から在宅に移る高齢者や障害者等を把握した場合、避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。
- 社会福祉施設は、自治体から求めがあった場合、在宅に移る高齢者や障害者等がいるときは、市町村の避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。

※1 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html

国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

※2 「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」のとりまとめ成果の公表

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17780.html

国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000155.html

※3 地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

※4 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定（令和3年5月）
内閣府HP <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

避難行動要支援者担当 藤田、近藤、松崎

電話 03-5253-2111（内線 51354）

消防庁国民保護・防災部防災課

防災調整係 青木、朝香

電話 03-5253-7525（直通）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

水防企画室津波水防係長 太田

電話 03-5253-8111（内線 35457）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

地震・火山砂防室地震対策係長 今野

電話 03-5253-8111（内線 36154）

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係 渡辺、新井、望月

電話 03-5253-1111（内線 3927）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

調整係 下間、井上

電話 03-5253-1111（内線 4960）

厚生労働省 社会・援護局 保護課

自立支援係 内野、飯田、白木澤

電話 03-5253-1111（内線 2833）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係 当新、石塚

電話 03-5253-1111（内線 3035）

(別紙 1)

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの 確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		☐ 定められている ☐ 定められていない	☐ 定めている ☐ 定めていない

計画 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア)防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
	【着眼点】 ☐ 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか ☐ 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか ☐ 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか ☐ 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか		

2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか 【着眼点】 ☐ 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することになっているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある) ☐ 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか ☐ 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか ☐ 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか 【着眼点】 ☐ 避難行動について指揮する者を定めているか ☐ 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか ☐ 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか ☐ 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
(イ) 避難の誘導 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項		
1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか 【着眼点】 ☐ 選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保(垂直避難)の場所)は、想定される災害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さであり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等) ☐ 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

	☐ 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか		
	2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか 【着眼点】 ☐ 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか ☐ 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
	3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか 【着眼点】 ☐ 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか ☐ 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項			
	1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 ☐ インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか ☐ 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
	2. 避難に必要な設備を確保しているか 【着眼点】 ☐ 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスロープ等)を確保しているか ☐ 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
	3. 屋内安全確保(垂直避難)を行う場合に必要な物資等を確保しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

	【着眼点】 ☐ 「屋内安全確保(垂直避難)」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか		
(エ) 防災教育及び訓練の実施 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項			
1. 防災教育や訓練を適切に実施することになっているか 【着眼点】 ☐ 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか ☐ 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) ☐ 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか ☐ 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか ☐ 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか ☐ 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか ☐ 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか ☐ 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか		☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
(オ) 自衛水防組織の業務 (設置した場合のみ該当) (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項			
(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか 【着眼点】 ☐ 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか ☐ 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか ☐ 内部組織(〇〇班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか		☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

